

公募型指名競争入札を行いますので、次のとおり公募します。

なお、本件は京都市電子入札システムによる電子入札対象物件です。

平成18年9月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 入札に付する事項

(1) 工事名称

鳥羽水環境保全センター 汚泥脱水機械設備工事

(2) 工事場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森地内

(3) 工事概要

ア 汚泥脱水機（高効率型スクリーンプレス脱水機）	3基
イ 汚泥供給設備	1式
ウ 薬品供給設備	1式
エ 保守点検用吊上装置	2台
オ 鋼製加工品類	1式
カ 配管，ダクト及び弁類	1式
キ 既設設備撤去	1式

(4) 工期

契約の日から平成20年3月19日まで

2 入札参加に必要な資格

この公募に係る入札に参加するには、次に掲げる条件を満たしていることが必要です。

(1) 京都市上下水道局の平成18年度から平成21年度までの競争入札有資格者

名簿に「工事」で登録されていること。

- (2) 建設業法第27条の23の規定による最新の経営事項審査結果通知書（この入札日の翌日において、当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除く。）における「機械器具設置工事」又は「水道施設工事」の総合数値が1,000点以上であること。
- (3) 平成8年度以降に、国内において単独又は共同企業体の代表者として、下水道法における終末処理場で、スクリーン径Φ800ミリメートル以上の圧入式スクリーンプレス脱水機の施工実績（元請によるものに限る。）を有すること。
- (4) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事に配置するとともに、工事現場においては専任で配置することができること。

なお、工場製作期間とそれ以外の期間の技術者は同一の者である必要はない。

- (5) この公募の締切の日から決定の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (6) 本件は、原則として京都市電子入札システム（以下「電子入札システム」といいます。）により入札に係る手続を行うものです。

なお、入札参加希望者が電子入札により難い、やむを得ない理由がある場合は、事前に管理者の承諾を受けることにより、紙による入札（以下「紙入札方式」といいます。）を認めることとします。紙入札方式による者は、別に指示する方法により入札するものとします。

3 入札参加希望者の申出方法

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加申出書に次に掲げる書類を添付し、電子入札システムに到達させることとします。

ア 公募型指名競争入札参加申出書

イ 技術者配置予定調書（第2号様式）

上記2(4)に示す監理技術者又は主任技術者等の配置予定を記載します。

ウ 上記3(1)イで予定している技術者の雇用を証明する書類及び資格証明の写し。

なお、添付する容量が1メガバイトを超える場合は、受付期限までに京都市上下水道局総務部用度課（以下「用度課」といいます。）に持参することとします。ただし、持参するときは、その旨を記載したファイルを添付した入札参加申出書の提出（インターネットを通じてシステムに到達させること。）が必要となります。

(2) 入札参加申出の受付期限

平成18年9月19日から平成18年9月26日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(3) この入札に関する書類の作成の費用は、入札に参加しようとする者の負担とします。また、提出された書類は、返却することができません。

4 設計書及び設計図書 of 交付

(1) 交付期間

平成18年9月19日から平成18年9月26日まで。ただし、休日を除きます。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(2) 交付場所

京都市中京区丸太町通烏丸西入常真横町187番地

株式会社 平安光業

電話 075-231-1177

(3) 交付方法

設計書及び設計図書については、上記4(2)の交付場所に、あらかじめ電話で予約したうえで、「入札参加申出書受信確認通知の写し」により交付（有償）を受けてください。

5 入札参加者の指名等

(1) 指名通知日

平成18年9月29日

(2) 入札参加希望申出書の提出は、直ちに指名につながるものではありません。

(3) 非指名の者は、その理由について説明を求めることができます。

(4) 理由の説明を求めた者には、平成18年10月10日までに書面により通知します。

6 現場説明日時及び場所

無

7 入札予定期間

平成18年10月12日から平成18年10月16日まで

8 入札

(1) 電子入札システムによる入札参加希望を行っていない場合は、同システムを利用した入札手続を認めないこととします。

(2) 入札者は、送信済の入札金額の訂正又は撤回をすることはできません。

(3) 入札手続が不可能となった場合

電子入札システムを利用して入札手続を行う者が、システム障害又はICカードの失効、閉塞、破損等の理由により、入札手続が不可能となった場合は速やかに用度課に連絡し、用度課担当者の指示に従うこととします。

なお、連絡がない場合又は入札手続を行わない場合は、入札無断欠席扱いとなり、入札参加停止の措置を取ることとします。

(4) 落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力することとします。

(5) 入札に当たっては、事前に予定価格及び低入札調査価格を公表します。

(6) 低入札価格調査の適用

ア 低入札価格調査を適用するために、入札参加者は、入札金額に対応する積算内訳書を添付し、電子入札システムに到達させることとします。また、添付する容量が1メガバイトを超える場合は、入札予定期間中に用度課に持参することとします。ただし、持参するときは、その旨を記載したファイルを添付した入札書の提出（インターネットを通じてシステムに到達させること。）が必要となります。

なお、持参により提出する場合は、積算内訳書に記名及び押印が必要となります。

イ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとします。

ウ 積算内訳書は、入札に参加条件として提出を求めるものであり、これにより入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。

9 開札予定日

平成18年10月17日

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 必要(10パーセント以上)。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

11 落札者の決定方法等

落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

12 契約書の説明等

落札者には、用度課担当者から連絡を入れ、契約書の作成方法、作成期日及び添付書類についての説明することとします。

13 入札の無効又は失格

次の各号のいずれかに該当する入札は無効又は失格となります。

(1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札の参加資格があると認めた者が行ったとき。

(2) 予定価格を上回る金額で入札したとき。

(3) 入札金額と積算内訳書の総額が一致しないとき。

(4) 入札書が所定の日時までに提出されないとき。

(5) 予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額で入札したとき。

(6) 低入札価格調査が適用される場合において、入札の際に入札価格内訳書が添付

又は提出されないとき。

- (7) 入札者が1度に2以上のデータを到達させたとき。
- (8) 入札者が入札に際し不正の行為をしたとき。
- (9) 有効な入札の全てが予定価格と同額であるとき。
- (10) その他京都市上下水道局契約規程又は管理者の定める入札に関する条件に違反したとき。

14 その他

(1) 技術者の適正配置

落札決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定の監理技術者及び主任技術者に専任性違反の事実等が確認された場合には、契約の締結をしないことがあります。

また、配置予定の管理技術者及び主任技術者の変更については、相当の理由があるとして京都市上下水道局の承認を受けた場合を除き、認めないものとします。

(2) 前払金 交付

(3) 支払方法 部分払い 有

(4) 契約書作成の要否 要

15 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)